

戸籍システム機能要件

1 ユーザインタフェース要件

- ① ユニバーサルデザインに配慮したデザインであること。
- ② 文字を確認するために、文字の拡大機能を有すること。

2 届書入力

- ① 入力作業の効率化及び誤入力防止のため、全届書入力画面は届書と同じ形式であること。
- ② 非本籍人でも、住民登録者であれば「住所人検索機能」により住民記録システムからのデータを利用して、届書入力画面に取り込むことが可能であること。
- ③ 届書の入力における入力中断に対して、一時保存を実施して、途中から入力の再開ができること。
- ④ 届書入力画面から公用請求書が発行できること。
- ⑤ 住定日が判明している場合、届書入力画面からの住定日入力により附票が作成できること。
- ⑥ 届書入力時に各項目（入力中の項目、本籍人検索などで反映した項目、エラーの項目など）を視覚的に容易に判別できること。
- ⑦ 本籍人検索などで一度使用したデータは、履歴情報として自動的に記憶され、履歴一覧から選択して入力できること。
- ⑧ 全国住所辞書を有し、読み方が分からない場合など、リスト表示により県から字町まで順々に選択していくことで容易に入力できること。全国住所辞書のデータは、日本行政区画便覧とする。
- ⑨ 県、郡、市町村名、大字、小字などの頭 1 文字の入力で簡単に検索できること。
- ⑩ 「市のみ表示」、「町のみ表示」、「村のみ表示」などの表示対象のグループ絞り込みができること。
- ⑪ 氏（又は名）のかな読み入力で、氏（又は名）の漢字候補を容易に検索し入力できる機能があること。
- ⑫ キーボード操作を容易にするためにファンクションキーが使用できること。
- ⑬ ボタン名称の側に [F1] などのファンクション名を表示できること。
- ⑭ 住所入力には、本籍地を置くことができない地番及び方書が管理できること。
- ⑮ 戸籍で使用できない文字が書かれた届書を窓口で受領した時、代わりの文

字及び、その字義などを表示・印刷できること。

- ⑯ 届出を入力する前に該当戸籍にロックをかけることができ、届書入力の際には、戸籍ロック一覧から該当戸籍を選択できること。

3 証明発行

(1) 窓口交付

- ① 市民に発行している各帳票の様式は、本市が現在利用している様式とすること。
- ② 本市で現在発行している帳票と同じ帳票が出力できること。詳細は、「(別紙3)戸籍システム出力帳票一覧」を参照すること。この帳票は、新設のプリンタで印刷できること。
- ③ オンライン画面から帳票印刷時、プリンタを任意に切り替えて出力できること。
- ④ DVなどの場合、発行不可機能により帳票出力不可や警告表示ができることとし、出力不可等の理由を画面上で確認できること。
- ⑤ 外部帳票について、電子公印を採用できること。
- ⑥ 戸籍事務管掌者又は職務代理者変更があった場合には、本市でシステム変更登録ができること。
- ⑦ 戸籍法第2条の除斥対象者の管掌者が自動で切り替わること。
- ⑧ 市長不在時、不在期間を設定することで管掌者及び電子公印が自動で切り替わること。
- ⑨ 検索画面から画面遷移せずに全部事項証明書及び個人事項証明書(戸籍及び附票)が印刷できること。
- ⑩ 戸籍・平成改製原戸籍、附票・平成改製原附票を一括発行できること。
- ⑪ 遡り結果一覧の戸籍を一括印刷できること。
- ⑫ 公用請求の場合、自動で公用印を証明書に印字できること。
- ⑬ 戸籍システムで発行制限されている場合は、証明発行機能においても連携して発行制限ができること。
- ⑭ 戸籍が異動中であっても、その事件に該当しない個人に関する証明を出力できること。
- ⑮ 余分な紙を出力することを回避するために帳票プレビューや画面ハードコピー機能を有すること。
- ⑯ 発行履歴が発行日の範囲指定や氏名等で容易に検索及び管理ができること。

(2) コンビニ交付

コンビニ交付については、現在本市が契約締結している証明書コンビニ交付システム事業者である株式会社TKCと調整協議を行い、整合を取りながら作業を進め、下記証明書の発行を実現させること。

- ① 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍附票全部事項証明書、戸籍附票個人事項証明書について、本籍地が箕面市にある者のこれらの証明書が利用者証明用電子証明書の暗証番号が記録された個人番号カードにより交付を受けることができること。
- ② 店舗に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で、他市住民で本籍地が箕面市にある者については、利用登録申請を行うことで、上記①の証明書の交付を受けることができること。
- ③ 証明書交付の際、該当者の戸籍に異動があった場合や、DV 支援措置者など発行抑止が必要な者に対して、証明書発行の抑止ができること。
- ④ 戸籍システムにおいて上記証明書をイメージデータ化(PDF 化)し、株式会社 TKC の証明発行サーバとの連携ができること。
または、戸籍システムにおいて、別途、戸籍コンビニ交付用の証明発行サーバを構築すること。なお、株式会社 TKC の証明発行サーバを利用せずに構築を行う場合、証明発行サーバは、戸籍システムと J-LIS を直接に接続せず、J-LIS と戸籍システムの間に構築すること。
- ⑤ データ連携時に障害が発生し、受託者に瑕疵がない場合においても、積極的に対応に協力すること。

4 検索

- ① 戸籍だけでなく、除籍や改製原戸籍の検索も同一画面から一度で行えらるとともに、その区分を画面表示できること。
- ② 戸籍のみ、改製原戸籍のみ、除籍のみ検索や、それらを複合した検索ができること。
- ③ 筆頭者、構成員の区別なく検索できること。
- ④ 常用漢字、旧字、俗字などの文字がグループ化され、異体字によっても検索できること。
- ⑤ 難解な文字や変換しにくい文字をアスタリスク(*)などに置き換え、任意の文字として検索できること。
- ⑥ 検索候補を絞り込む際に、氏名、生年月日、本籍、筆頭者など検索キーを組み合わせて対象者を絞り込めること。
- ⑦ 氏名を全て入力せず途中まで入力して検索できること。
- ⑧ 生年月日の前方一致検索ができること。
- ⑨ 筆頭者の遡り機能(筆頭者の直系を現在戸籍を起点として、平成改製原、除籍、昭和改製原戸と遡り一覧表示する)を有し、一括印刷及び指定部分の印刷ができること。
- ⑩ 構成員遡り機能(特定個人の出生から死亡までの戸籍・除籍など一式を一覧表示する)を有し、「構成員の名」「構成員の生年月日」「母名」で検索可能なこと。また、遡り結果の一括印刷及び指定部分の印刷ができること。

- ⑪ 最新住所により附票検索ができること。
- ⑫ 届出入力を行っている途中の端末にて「割り込み処理」を行い、証明書発行画面を新たに起動し、交付請求に対して迅速に対応できること。
- ⑬ 割り込み処理終了後は速やかに元の画面に戻れること。
- ⑭ 相続人・被相続人に関して以下の機能を有すること。
 - 1) 被相続人に対する相続人一括検索機能
 - 2) 相続人となるべき子が死亡している場合に、孫以下の戸籍を検索する代襲相続を考慮した検索機能
 - 3) 検索結果画面で、被相続人と相続人の世代関係を一目把握できること。
- ⑮ 検索結果一覧の表示方法を戸籍単位に一行ずつ表示できること。
- ⑯ 法務省民二第 7000 号通達にて「改製の例外」の規定に該当する下記の原簿(紙)検索時に「事故簿」等の旨を表示し、原簿で発行する旨の注意メッセージを表示できること。
- ⑰ 戸籍の構成員を一覧表示する画面で、各構成員の個人状態区分を表示でき、戸籍表示画面上で以下の区分が全て表示できること。
 - 1) 不受理申出の有無
 - 2) 在外選挙登録の有無
 - 3) 家裁からの通知の有無
 - 4) 法務局への照会の有無
 - 5) 保留の有無
 - 6) 胎児認知の有無
 - 7) 本人通知の有無
 - 8) 附票ロックの有無
 - 9) 付箋などのメモ機能
- ⑱ 戸籍表示画面から、ワンタッチで対となる附票の画面へと遷移し、附票住所の確認などを迅速に行えること。

5 審査

- ① 必須入力項目の入力漏れがあった場合、エラーメッセージを表示すると同時に、入力漏れ箇所に自動的にカーソルを移動できること。
- ② 関連チェックエラーがあった場合、エラーメッセージを表示すると同時に、関連チェックエラー箇所を色で表示できること。
- ③ 複数エラー箇所がある場合は、該当するすべてのエラー箇所を表示する機能があること。
- ④ 戸籍で利用できる字とできない字の区別を画面上で判断できること。また、戸籍事件に使用できない字を使用した場合は、システム上でエラーチェックされ、最終的には特別な操作をしない限り戸籍は出来上がらないようにすること。

- ⑤ 審査にてエラーが表示された時、エラーに関連する戸籍六法表示、対策対応表示、先例・通達参照ができること。
- ⑥ すべての関連表示を連続で行えること。

6 処分決定・移記・決裁

- ① 本籍人について、移記すべき事項とすべきでない事項を自動審査するシステムであること。
- ② 審査結果を色分けなどで画面上に示すこと。本籍人は自動移記を行うこと。
- ③ 誤って不移民事項が記載されることを防止するため、不移民事項をシステムが判断して要不要を確認する機能があること。
- ④ 移記処理が終了したもの、終了していないものを判別できる機能があること。
- ⑤ 未決裁一覧を表示できること。

7 イメージデータ管理

- ① 謄本発行時、上下及び左右に半分に折れるようにセンタリング調整をして印刷できること。
- ② イメージで管理されているデータについて、記載内容を確認する必要がある際に、容易に拡大できること。
- ③ イメージ全体の拡大の他に読みづらい部分だけを拡大できること。
- ④ 平成改製原戸籍、平成改製原附票、除籍、除附票、原戸籍、原附票のイメージを編集し抄本の作成ができること。
- ⑤ イメージの傾き補正、抄本編集後に段差補正ができ、発行できること。
- ⑥ 掛紙がある場合などで認証文の印字頁を変更した時、システムが自動的に記憶し、以降同じ除籍などの発行の際には認証文の印字頁が自動設定されること。
- ⑦ 抄本を作成する場合、改竄防止のため、認証文は空白を空けず末尾に自動印字できること。
- ⑧ 保存期間を越えた除籍・附票の廃棄機能があり、証明発行にあつては、必ず抑止できること。
- ⑨ 廃棄後の請求に対して、廃棄証明書を出力できること。
- ⑩ 除附票を除籍と一対で(又は原附票を原戸籍と一対で)管理できること。
- ⑪ 除籍には、筆頭者と氏を異にする附籍者が記載されている場合があるが、この附籍者についても管理できること。
- ⑫ 戸籍法施行規則第 50 条に則り、外国人届書を保管できること。
- ⑬ 除籍と同じ仕組みで管理し、証明書を出力できること。
- ⑭ 戸籍システムの届書入力画面で外国人届書を入力し受処理を決定時、自動的に外国人届書管理システム側の見出しデータを生成できること。

- ⑮ 除籍訂正の際に、イメージデータを画面上で直接訂正できること。

8 二線式窓口対応

- ① 窓口では目検で届書を一次審査し(受付係)、窓口対応後に当該届書を端末入力して二次審査する(記載係)という「二線式窓口」の運用ができること。
- ② 窓口で一次審査<目検>のために戸籍・附票・個人状態の内容を確認できること。
- ③ 本籍地などの記載に誤りがないか他自治体に問い合わせるために画面上で当該自治体の住所や電話番号が確認できること。その際に利用するデータは、市町村役場便覧とする。
- ④ 届書を受け付けた時点で、検索画面上で対象戸籍に即時ロックをかけられること。

9 住民記録システム連携

- (1) 住民記録システムと戸籍システムを連携し、住所異動に伴う附票データを自動的に更新する。また婚姻、転籍等の入力時に住所データを活用できる戸籍システムに設定すること。
- (2) 届書データの決裁処理によって、戸籍が編製された場合には、自動的に附票も作成できること。
- (3) 通知の遅れなどで附票住所の記録漏れが発生した場合、附票の追加挿入したい箇所に住所を追加挿入できること。
- (4) 附票の住所履歴数が最大になった時、自動的に附票を改製できること
- (5) 住定日未入力の附票を画面又は帳票で確認できること及び発行はできないこと。
- (6) 日々の附票・住所人連携処理において、正常に更新されたデータと更新エラーとなったデータのそれぞれについて確認用のリストが毎日出力できること。
- (7) エラーリストのフォーマットについては、別途本市と協議の上決定できること。

10 先例検索

- ① 文言を入力時、それを含む戸籍先例(通達・回答)及び決議を最新の文例の中から検索できること。
- ② 先例検索及び審査解説時には法務省民事局の指導や戸籍誌などを出版している出版社などの監修を得た先例及び審査解説集を表示できること。

11 文字管理

- ① 戸籍で利用できる文字(正字及び通達により認められた俗字)を有し、2010

年 11 月 30 日に通達が出された「戸籍法施行規則の改正」における常用漢字改訂に対応している電子辞典を利用できること。

- ② 戸籍統一文字は標準で全て搭載されていること。
- ③ 現行システムにおいて、本市が戸籍編成上、使用している文字は、全て移行すること。
- ④ 文字の判断を正確に行うために、諸橋大漢和辞典・角川大字源・新大辞典などの出典根拠を有する電子辞典を利用できること。
- ⑤ 電子辞典から、目的の文字を正確かつ迅速に探し出すために、一般的な「読み、部首、画数」に加えて「変体かな」や「類似文字」などの索引機能が備わっていること。
- ⑥ 文字を検索した際、該当の文字が、字種(「正字」「俗字」「誤字」など)によって視覚的に容易に判別できること。
- ⑦ 文字判断の結果は「正字」「俗字」「誤字」の区分だけでなく、その根拠となる通達番号や「誤字俗字・正字一覧表」で付された印(▲、◎など)、さらには出生届の入力に際し人名用漢字として使用できるか容易に判別できること。
- ⑧ 中国簡化字の届出にも対応でき、該当の正字を表示し入力できること。
- ⑨ 読みが不明な漢字について、マウスで文字を描くことで対象の漢字を検索できること。
- ⑩ 単独で文字検索システムの起動が可能であること。
- ⑪ 戸籍システムにて新たに文字を追加した場合には、自動配布機能を有しサーバ及びクライアントへ配信できること。
- ⑫ 新規外字を登録する場合、手作業の文字作成が不要となるように、予め、約 7 万文字が搭載された電子辞典を利用できること。電子辞典にない文字を新規に本市で作成する場合は、SE が支援すること。
- ⑬ 住民記録システムの連携において、文字コードの変換は戸籍側で実施すること。
- ⑭ 変換テーブルに変更があった場合は、本市でも容易に対応できること。

1 2 セキュリティ機能

(1) パスワードについて

- ① 決裁処理にあつては、その権限を保有する人に与えられるパスワードによってのみ処理を可能にすること。
- ② 操作者用のパスワードは職員ごとに与えられ、業務メニューからの業務選択時など適切なタイミングで、システムからパスワードが要求されること。
- ③ 操作権限の最低要件は異動入力、証明発行、決裁、個人状態入力、管理者等に分け、それぞれ操作の可否を設定する機能を有すること。
- ④ 同じパスワードで、同時にシステムにログインできない仕組みを有すること。

と。

(2) 操作ログを記録する最低基準について

- ① 各種証明書を発行した履歴を管理していること。
- ② システム操作履歴を管理していること。

1 3 操作履歴管理及び検索

- ① 証明書の発行履歴が発行日の範囲指定や氏名等で容易に検索及び管理ができること。
- ② 誤って出力した帳票の発行履歴に対して「発行失敗」などの記録ができること。

1 4 副本データ管理

- ① 戸籍情報システムに格納された戸籍データから「戸籍副本データ管理システムに係る戸籍情報システム要件定義書」に基づいたレイアウトのデータを作成できること。
- ② 本市に設置された市区町村連携装置を経由し、法務省副本管理センターへ副本データの送信ができること。
- ③ 市区町村専用装置へデータ送信した際にエラーがあった場合は、再送信が可能であり、再送信に関しては翌開庁日に自動でできること。

1 6 日本行政区画便覧の更新

- ① 日本行政区画便覧について、変更が発生しなくても、年1回は更新作業を行うこと。

1 7 関連機能

① 人口動態

- 1) 人口動態調査票は、届書入力内容から主要項目の引用が出来ること。
また、項目入力の際、あらかじめ登録した定型句を簡単に呼び出して使用できること。(例 施設名、病名、死因など)
- 2) 市町村送付表を出力できること。
- 3) 本市が指定する外部媒体に出力ができること。

② 相続税法第 58 条通知

- 1) 相続税法第 58 条通知を作成、出力できる機能を有していること。
- 2) 本市が指定する外部媒に出力ができること。

③ 統計

- 1) 戸籍事務取扱準則第 21 条の規定に基づく事件表が年次、月次、履行場所別、市全体などで作成、出力できる機能を有していること。
- 2) 戸籍附票について、記載、消除などの取り扱い件数が出力できること。

④ 住民基本台帳法第9条第2項通知

- 1) 住民基本台帳法第9条第2項通知を作成、出力できる機能を有していること

⑤ 本人通知

- 1) 本人通知制度登録者を管理できる機能を有していること。

⑥ 失期通知

- 1) 失期通知を作成、出力できる機能を有していること。

⑦ 火葬許可申請書・許可証

- 1) 死亡届書入力の際、受理決定処理に続き、移記/決裁処理を待たずに、そのまま連続操作によって出力できること。
- 2) 別機能として、死胎埋火葬許可申請書・許可証を出力できること。

⑧ 民刑事務

- 1) 民刑事務への利用を考慮し、該当する本籍人の身分の状態について設定（及び解除）ができ、戸籍検索や証明書発行（身分証明書）の場面で、必要なメッセージを表示し、職員に注意を促す機能を有していること。
- 2) 前項とは別に、民刑事務（犯歴・破産）処理のための専用機能を有していること。
- 3) 犯歴票の作成・追記機能を有していること。
- 4) 犯歴票の閉鎖ができること。
- 5) 民刑事務における各種帳票が発行できること。
（例：「公職選挙法第11条3項通知（停止、回復）」「刑の消滅照会書」「民刑事事項通知」「身分事項通知」「破産者等の転属通知」など）
- 6) 該当者の必要情報の管理に加え、戸籍届書と連携した通知書等の出力等ができること。（民刑事事項通知、身分事項通知など）
- 7) 身上調査照会回答書を出力できること。

⑨ 戸籍訂正

- 1) 戸籍訂正書作成機能を有していること。
- 2) 戸籍訂正書作成にあたっては、記載例などを参照できる機能を有していること。
- 3) 戸籍謄本などの公用交付申請書作成機能を有していること。
- 4) イメージで管理される、除籍・改製原戸籍等を画面上から訂正する機能を有すること。

⑩ その他

- 1) 出生届済証明書を発行できる機能を有していること。